

議案第40号

調布市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月16日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、保有特定個人情報を訂正した場合の通知先を改めるとともに引用する条項を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

調布市特定個人情報保護条例（平成27年調布市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第24条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。